

尼崎市総合計画

後期まちづくり基本計画

 ひと咲きまち咲きあまがさき 

(2018年～2022年)

尼崎市

《 目 次 》

I . はじめに	1
1 . 総合計画の策定	1
2 . 総合計画の構成と期間	2
(1) まちづくり構想	2
(2) まちづくり基本計画	2
3 . 後期まちづくり基本計画（後期計画）の策定	4
4 . 後期計画へ反映する新たな要素	5
(1) 前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化	5
(2) 尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略	9
(3) 施策評価の結果	14
II . まちづくり基本計画（後期計画）	19
1 . 策定の趣旨	21
(1) 施策の方向性を示す	21
(2) 各主体の役割についての考え方を示す	21
(3) 計画の進め方を示す	21
2 . 計画の期間	21
3 . 施策体系	22
(1) マトリックス型の施策体系	22
(2) 施策間の連携	22
(3) 施策の概要	24
4 . 施策別の取組（各論）	26
各論の構成（施策の見方）	26
施策ごとの取組（17 施策）	28
5 . 主要取組項目	60
(1) 後期計画における主要取組項目	60
(2) 主要取組項目に関する施策間の連携	60
6 . 行政運営	70
(1) とともにまちづくりを進めるために	70
(2) 市民生活を支え続けるために	71
(3) 行政運営の実効力を高めていくために	72
7 . 計画の推進	73

. はじめに

1. 総合計画の策定

市民、事業者、行政が互いに協力し、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形にしていくことが不可欠です。

尼崎市の現状を踏まえながら、将来に向けどのようなまちをめざしていくのかという「ありたいまち」の姿とその実現に向けた基本的な考え方や互いの役割を共有するとともに、行政に市政運営の中長期的な目標を与え、施策の重点化方向を示すことで規律ある財政運営につとめながらまちづくりを進めていくため、尼崎市総合計画を策定しました。

総合計画は、平成25年度(2013年度)から34年度(2022年度)までの10年間を計画期間とし、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示す「まちづくり基本計画」を一体として取りまとめました。

尼崎市のめざす方向を示した、この計画をよりどころに、みんなが互いに協力し、工夫しながら、まちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、尼崎市の基本となる最も重要な計画であり、各施策ごとに定める分野別計画をたばねる最上位の行政計画です。この総合計画の構成と期間は策定時に次のとおり定めています。

(1) まちづくり構想

ありたいまち

平成25年度(2013年度)から当面の10年間、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市

「まちづくり構想に示す4つのありたいまち」

1. 人が育ち、互いに支えあうまち
2. 健康、安全・安心を実感できるまち
3. 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4. 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

「まちづくり構想に示す3つのまちづくりの進め方」

1. 市民主体の地域づくり
2. とともに進めるまちづくり
3. まちづくりを支える行政のしくみづくり

(2) まちづくり基本計画

市民、事業者、行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「まちづくり構想」としてまとめています。

「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、「まちづくり構想」の10年間の前期・後期に分け、計画期間を5年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。

なお、後期計画期間中に基本構想も含めた方向性の確認や、その進捗状況の評価等を行い、次期総合計画の策定について検討していきます。

総合計画

まちづくり構想

計画期間：10年間
(平成25～34年度)

ありたいまち

市民、事業者、行政が、まちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿。

まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、ともにまちづくりを進めていく上で、大切に
していく基本的な考え方、取り組みの姿勢。

「ありたいまち」は、
施策を考える上での基準

実現に
向けた手段

「まちづくりの進め方」
は、
施策を展開する上で
共通する考え方

まちづくり基本計画

前期計画

計画期間：5年間
(平成25～29年度)

施策体系

施策ごとの取組方針

行政運営の視点

後期計画

計画期間：5年間
(平成30～34年度)

今回策定部分

実現に向けた
具体的手段

実施する事務事業を
考える上での基準

まちづくり基本計画を踏まえた事業展開（予算）

社会経済情勢
財政収支見通し
施策評価結果

3. 後期まちづくり基本計画(後期計画)の策定

平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)を計画期間としていた前期まちづくり基本計画(前期計画)に引き続き、**平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までを計画期間とする後期計画**を策定します。

後期計画は、前期計画に定めたとおり、前期計画に必要な修正等を加えて策定していくことを基本とします。

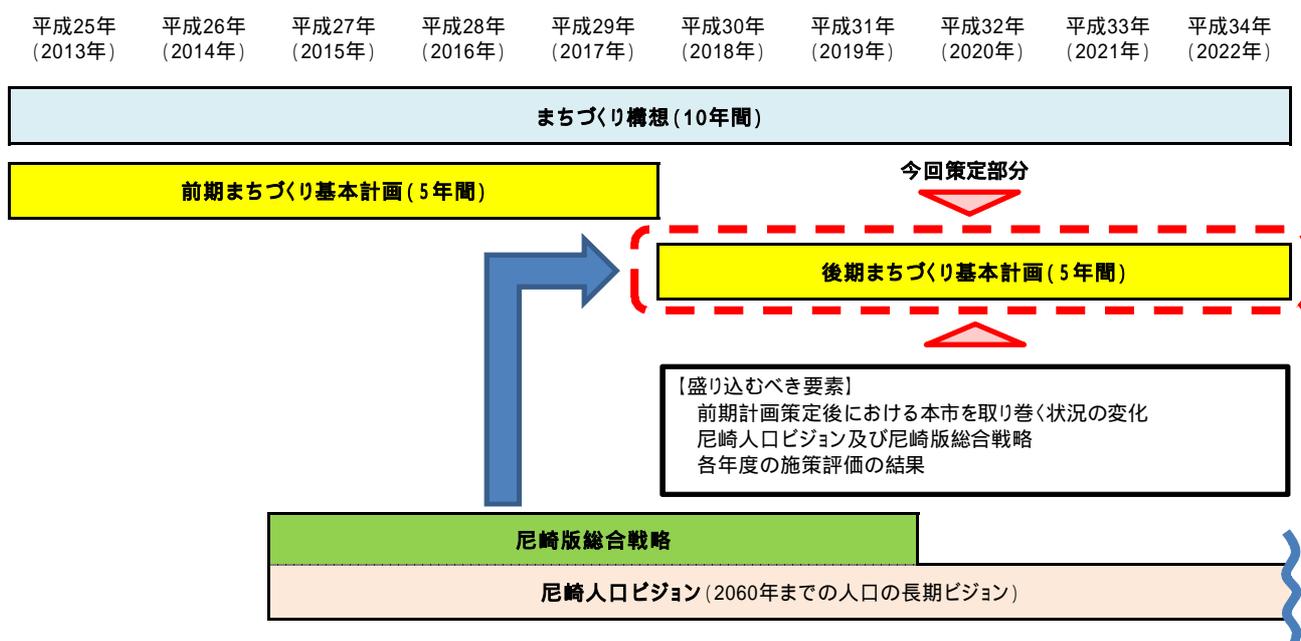
尼崎市では、平成28年(2016年)の市制100周年にあわせた「尼崎市自治のまちづくり条例の制定」や「尼崎城の再建を契機とする観光地域づくり」など、前期計画の考え方を基に新たな取組が進みつつあります。

平成27年度(2015年度)には、人口減少社会に対応する国の地方創生の動きにあわせ、50年という長期の尼崎人口ビジョンを基に、総合計画のアクションプランとして、その推進に向けた具体的な取組をパッケージで示す尼崎版総合戦略を策定しました。

また、前期計画策定後、その進捗管理として毎年度実施してきた**施策評価においては、状況の変化を踏まえながら、各施策の取組を振り返るなかで、今後、施策を越えて重点的に取り組んでいく項目を示すとともに、そのために必要な施策の再編**についても検討を進めてきました。

そこで、後期計画の策定にあたっては、これら、**前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化、尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略、各年度の施策評価の結果**を反映し、各施策の記載内容の更新に加えて、施策を再整理します。また、施策間連携のもと後期計画期間中に推進していく具体的な取組の方向性を主要取組項目において示していきます。

尼崎市総合計画



4. 後期計画へ反映する新たな要素

(1) 前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化

尼崎市の未来に向けた新たな取組

本市は平成25年(2013年)に、「環境モデル都市」に選定されました。産業都市として栄えてきた反面、かつては「公害のまち」としてのイメージもありましたが、臨海地域における「尼崎21世紀の森構想」や大規模開発における「尼崎版スマートコミュニティ」の推進など、経済と環境が共生する取組を進め「環境モデル都市」として着実に変貌しつつあります。

平成27年(2015年)には旧大学施設を譲り受け、子どもから大人までの学びと育ちを支援する拠点として「あまがさき・ひと咲きプラザ」の整備を進めています。

平成28年(2016年)には、市制100周年にあわせ、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定し、今後、自治のまちづくりに向けた歩みをさらに進めていこうとしています。

さらに、平成30年度(2018年度)には、尼崎市発祥の地である城内地区に「尼崎城」が寄贈を受け再建されることから、これを契機とした「観光地域づくり」の取組をはじめています。

後期計画においては、こうした尼崎市の未来につながる新たな取組を推し進めていくことが重要です。



本市は平成25年に全国で21番目の環境モデル都市として国から選定され、低炭素社会の実現に向け取組を進めています



「あまがさき・ひと咲きプラザ」には、みんなの尼崎大学と尼崎市学びと育ち研究所の事務局も設置されています



平成28年に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定。読本のタイトルはまちにかかわるすべての人に向けたメッセージ「でばんですよ！」



平成30年度の尼崎城再建を契機に、地域一体となって観光地域づくりに取り組みます

まちづくりに関する市民意識

尼崎市では、総合計画に示す各施策について、その進捗状況や関連する項目の市民意識を把握するため、毎年度「まちづくりに関する市民意識調査」を実施しています。

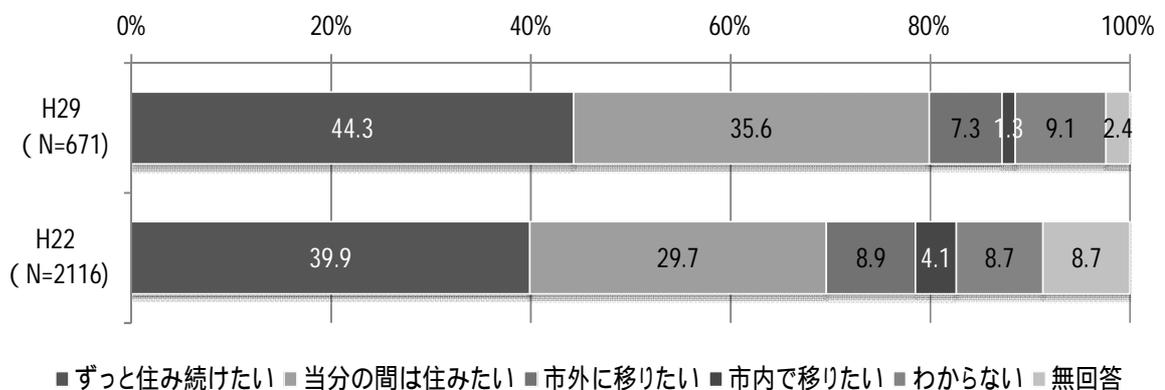
ここでは、最新の調査結果（平成29年1月実施）から主なものを抜粋し、前期計画策定時

の調査結果（平成22年6月実施）との比較を掲載しています。

調査結果については、毎年度の施策評価に活用し、効果的・効率的な施策展開につなげることで、市民がその効果を実感できる事業展開を目指しています。

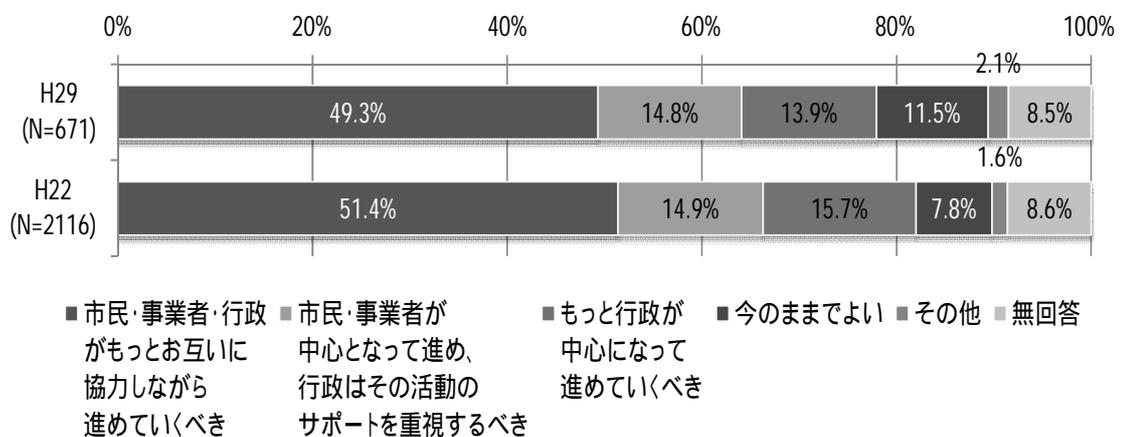
尼崎市への居留意向

- 平成29年と平成22年の調査結果を比べると、「ずっと住み続けたい」、「当分の間は住み続けたい」が増えており、「市内で移りたい」、「無回答」が減っています。



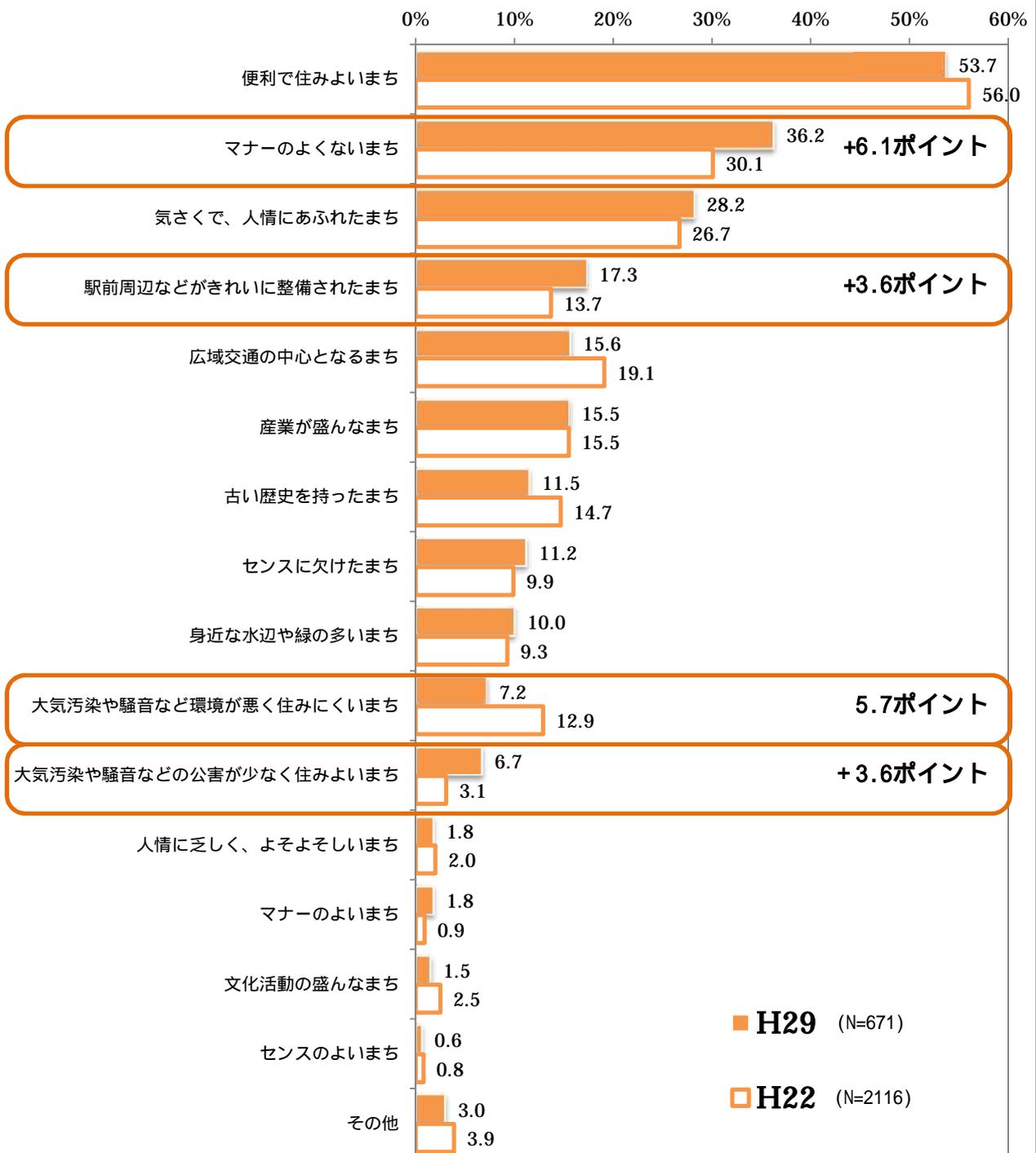
まちづくりの進め方

- 平成29年と平成22年の調査結果を比べると、「市民・事業者・行政がもっとお互いに協力しながら進めていくべき」が最も多く、「今のままで良い」が増えています。



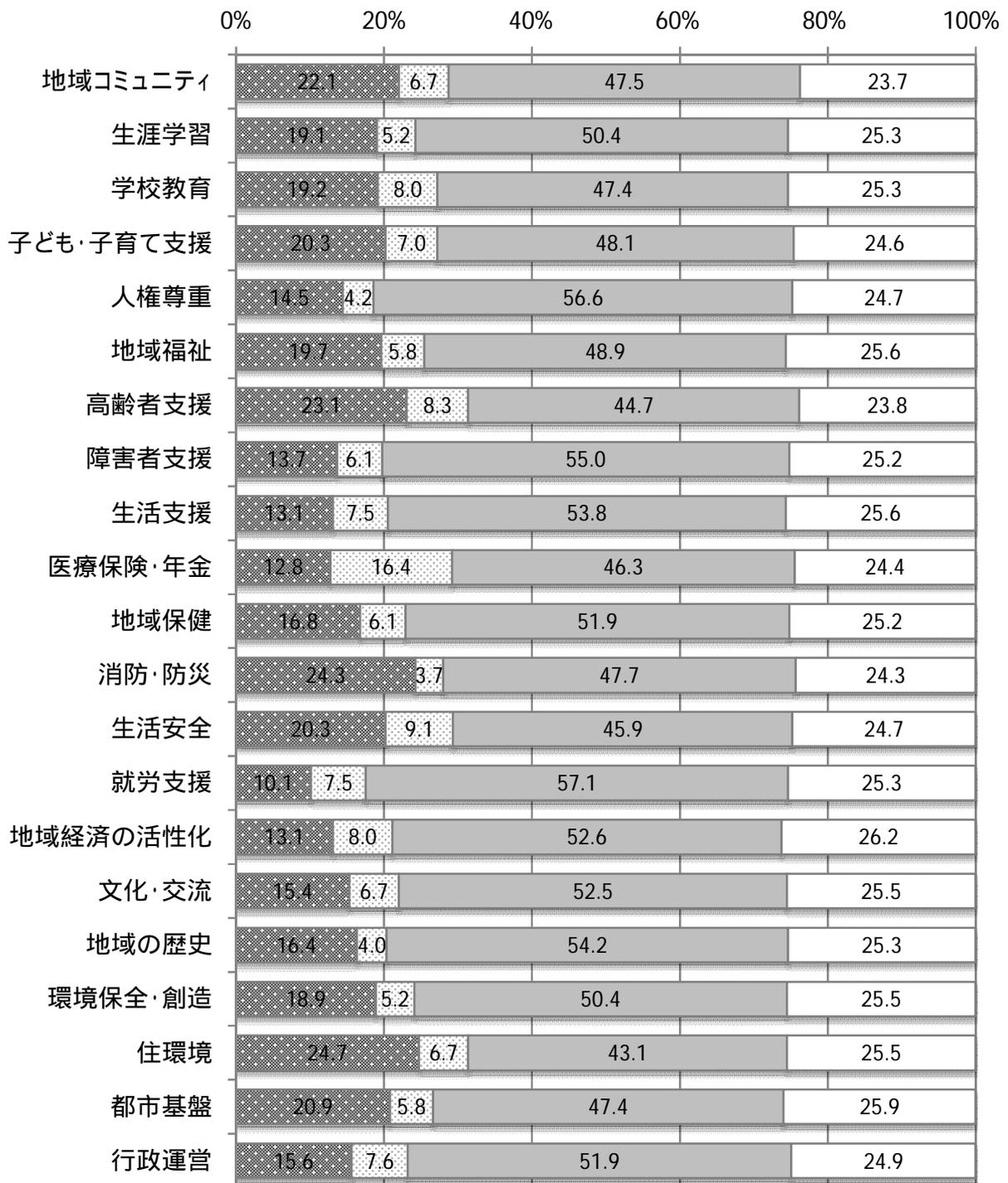
尼崎市のイメージ

- 平成22年の調査結果と比較すると、「環境が悪く住みにくいまち」が減少し、「公害が少ないまち」、「駅前周辺などがきれいに整備されたまち」が増加しており、環境面へのイメージが改善されています。
- 一方で、「マナーのよくないまち」が大幅に増加しています。



各施策における市役所の取組に対する5年前との比較評価

- 「どちらかといえばよくなった」では「住環境」（24.7%）が最も多く、次いで「消防・防災」（24.3%）、「高齢者支援」（23.1%）が続いている。
- 「どちらかといえば悪くなった」では「医療保険・年金」（16.4%）が最も多く、次いで「生活安全」（9.1%）、高齢者支援（8.3%）が続いている。



(N=671)

■どちらかといえばよくなった □どちらかといえば悪くなった ▨わからない □無回答

(2) 尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略

人口減少、少子高齢化の進行

平成27年(2015年)に、今後の人口減少社会を見据えた尼崎版総合戦略を策定するにあたり、本市の人口の現状を客観的に分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を共有するために「尼崎人口ビジョン」を策定しました。

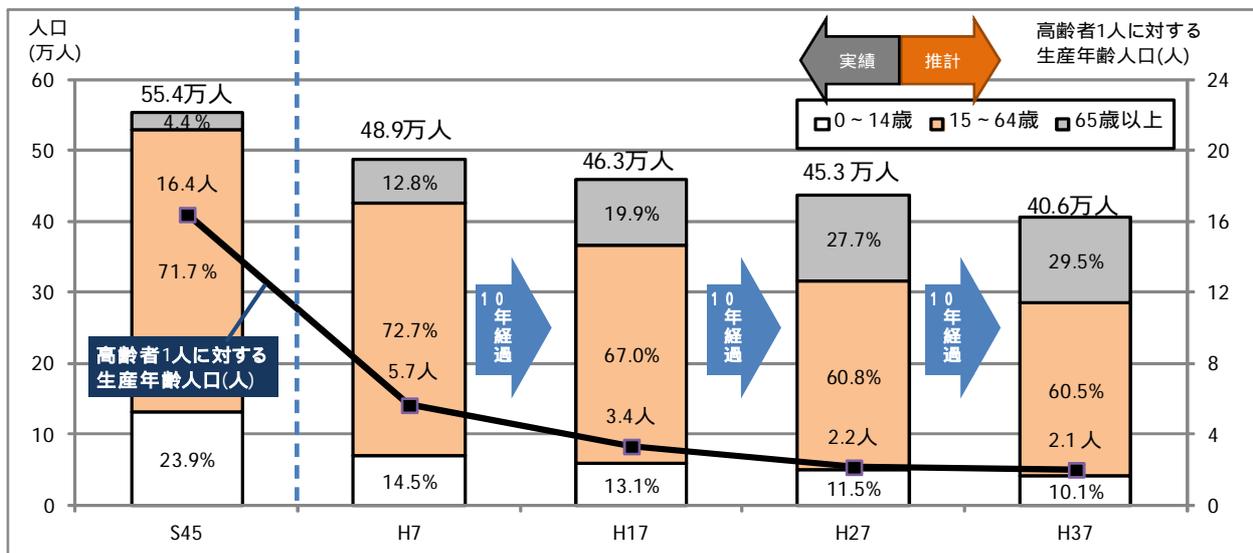
本市の人口は、産業都市として発展してきた歴史のなかで、高度経済成長期に労働者が多く流入したことによって増加し、昭和46年(1971年)にそのピークを迎えましたが、その後は一貫して減少傾向が続いています。

平成37年(2025年)の将来推計人口については、前期計画策定時には40万1千人と見込んで

いたものが、人口減少が若干鈍化傾向にあることから、現在では40万6千人と見込まれていますが、人口減少、少子化・高齢化の大きな傾向は変わっておらず、このままの傾向が変わらなければ平成52年(2040年)には34万1千人にまで減少すると見込まれています。

そういったことから、後期計画期間中においても、引き続き人口の年齢構成バランスを意識しながら、人口減少等の傾向を緩やかにしていくため、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進に向けて、施策を越えて重点的に取り組んでいくことが重要です。

図表 尼崎市における総人口の推移



	S45	H7	H17	H27	H37
総人口	553,696	488,586	462,647	452,563	405,729
0~14歳	132,416	70,688	60,080	50,036	40,912
15~64歳	397,105	355,199	306,753	265,526	245,274
65歳以上	24,175	62,438	91,322	121,155	119,543
年齢不詳	0	261	4,492	15,846	0

(資料)「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

人口動態から見える本市の課題

子育て世代の転出超過の解消

本市の人口動態は、0～4歳と30歳代が大幅に転出超過になっており、いわゆる「子育て世帯」が近隣市に対して大幅に転出超過になっていることがうかがえます。

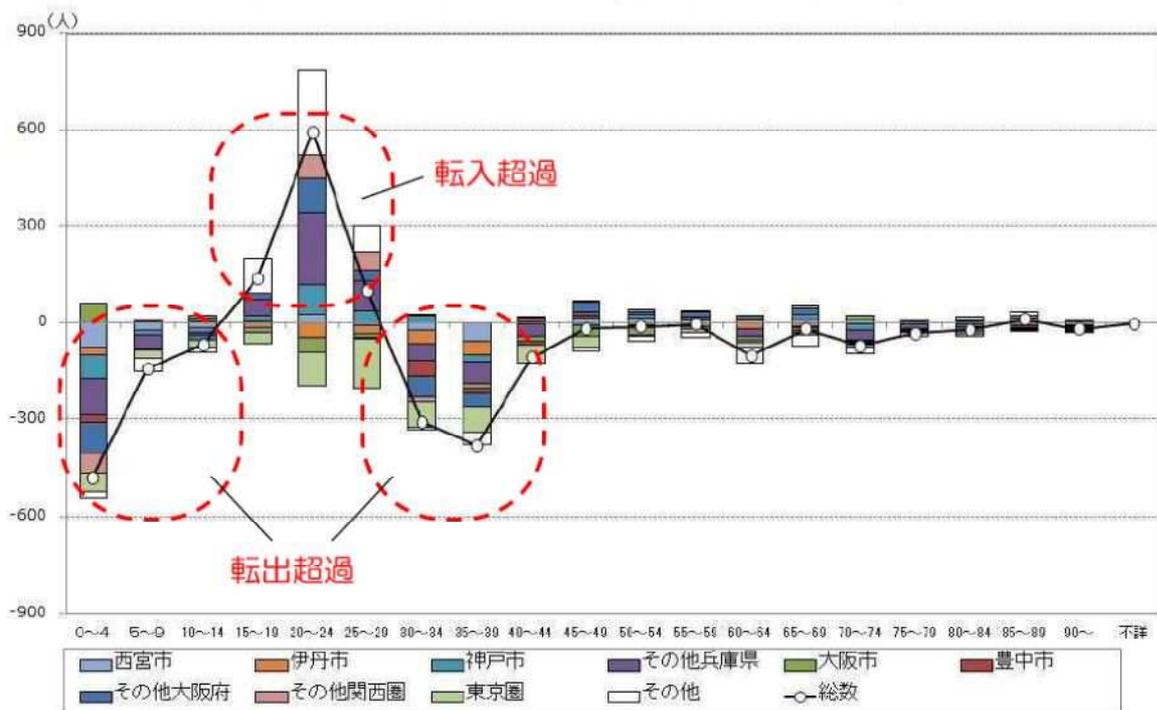
アンケート結果などから子育て世代の大幅な転出超過は、まちのイメージ、教育環境、治安・マナーなど、さまざまな課題が複合的に作用した結果生じていると考えられます。そのため、今後、教育や子どもの安全・安心など、子育て世代のニーズに応える取組に一層力を入れるとともに、尼崎市に住んでよかった、これからも住み続けたい

と思えるシビックプライドの醸成に取り組んでいく必要があります。

一方、本市は生活利便性に優れており、20歳代前半の若年層においては毎年2,000人程度の転入超過が見られることが特長です。

共働き世帯などに対しても強みとなる利便性の良さなどを最大限に活かし、本市を訪れた若者に、尼崎に触れ、住んでみたい、また、住み続けたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

図表 平成25年における尼崎市の年齢5歳階級別純移動数



(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

出生数減少への対応

平成27年(2015年)の国勢調査結果における尼崎市の合計特殊出生率は1.52と、全国や県の水準と比較すれば高く、他地域に比べて子どもを産みにくい環境ではないものの、一定の人口を維持していくために必要な2.07(人口置換水準)とは乖離しています。

たとえ、転出超過による社会減少が解消されたとしても、出生率・出生数が回復しない限り、人

口は減少し続けます。今後、本市の人口減少の主要因が、これまでの社会減少から自然減少へ移行していくことが見込まれているなか、出生率・出生数を回復するためには、子どもを持ちたいと思う人が、希望の数の子どもを産み育てられるよう、さらに、子育て支援や就労支援などを総合的に取り組む必要があります。

人口構造の変化への対応

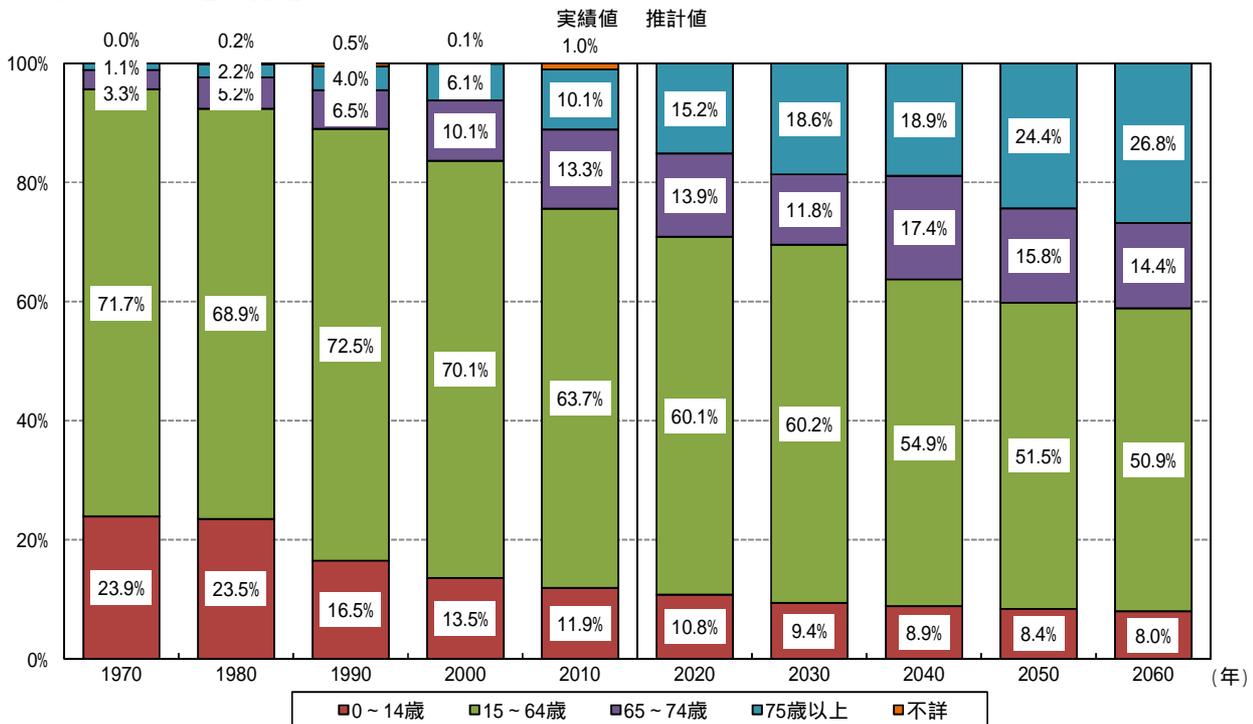
平成2年(1990年)には72.5%であった生産年齢人口の比率が、平成22年(2010年)には63.7%まで低下するとともに、その間に高齢者の比率が23.4%と倍以上になっています。

将来にわたって、この傾向が続くと見込まれるなか、単身高齢者の割合が近隣都市と比較して高い本市においては、今後も、高齢者が出来るだけ長く元気に地域で過ごせるように、超高齢社会にふさわしい「予防」を重視した福祉や健康づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

今後、出生率の大幅な回復がないまま推移すると、平成72年(2060年)には生産年齢人口が全体の約半分まで減少するとともに、高齢者の数に対して若年層が極端に少ない年齢構成となり、それに伴い、地域社会にさまざまな影響が生じると考えられます。

また、人口の減少や、年齢構成の変化に伴い、行政ニーズも変化していくと考えられ、それらに対応すべく、将来を見据えて行政サービスや施設の配置のあり方を整理していく必要があります。

図表 人口構造の変化



(資料) 国勢調査、尼崎人口ビジョン

尼崎版総合戦略における3つの基本目標

尼崎版総合戦略は、「ありたいまち」に近づけるよう、その取組を推進するために策定したものです。尼崎人口ビジョンをもとに策定した総合戦略は、少子化・高齢化の進行に的確に対応しながら「ひと咲き まち咲き あまがさき」の考えのも

と、尼崎の創生に向けた3つの基本目標とその基本目標を達成するための「総合戦略を支える6つの政策分野」を示しています。また、毎年度その取組を「総合戦略政策パッケージ」として示しています。

ファミリー世帯の定住・転入を促進する

【数値目標】

5歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数（382世帯 半減）
 尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（34.8% 50%）

経済の好循環と「しごと」の安定を目指す

【数値目標】

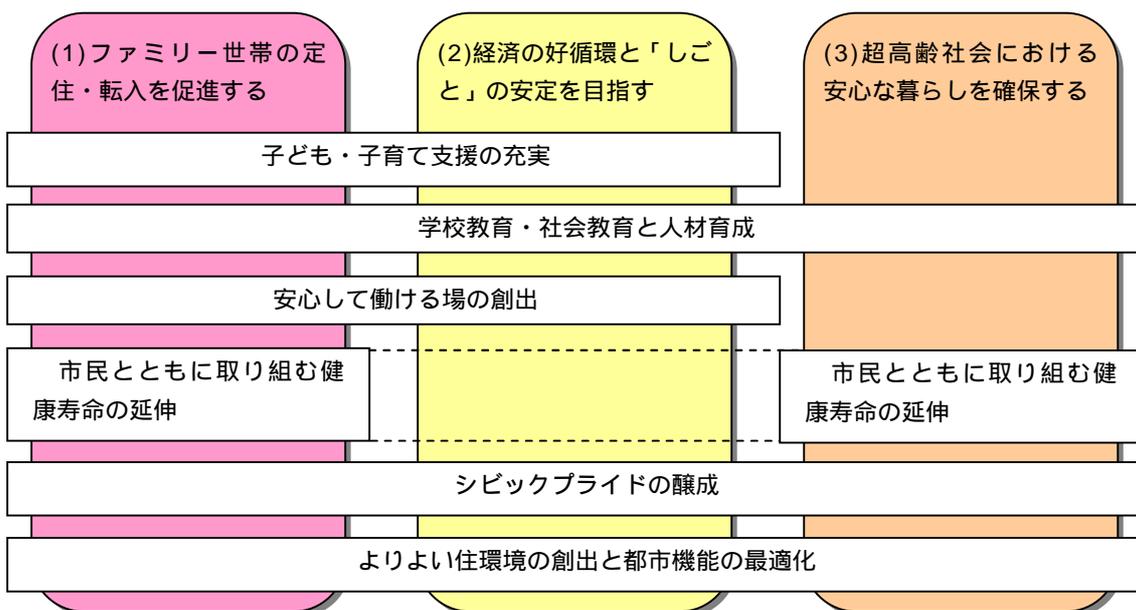
市の施策を活用して生み出した新たな雇用数（5年後に350人）
 新たな事業にチャレンジしている人・事業者数を増やす（5年間で1,800人・社）

超高齢社会における安心な暮らしを確保する

【数値目標】

生きがいを持つ高齢者の割合（71% 75.9%）
 65～74歳の要介護認定者数の割合（平成32年度推計値3.70% 3.70%以下）

3つの基本目標と6つの政策分野



尼崎版総合戦略の位置づけ

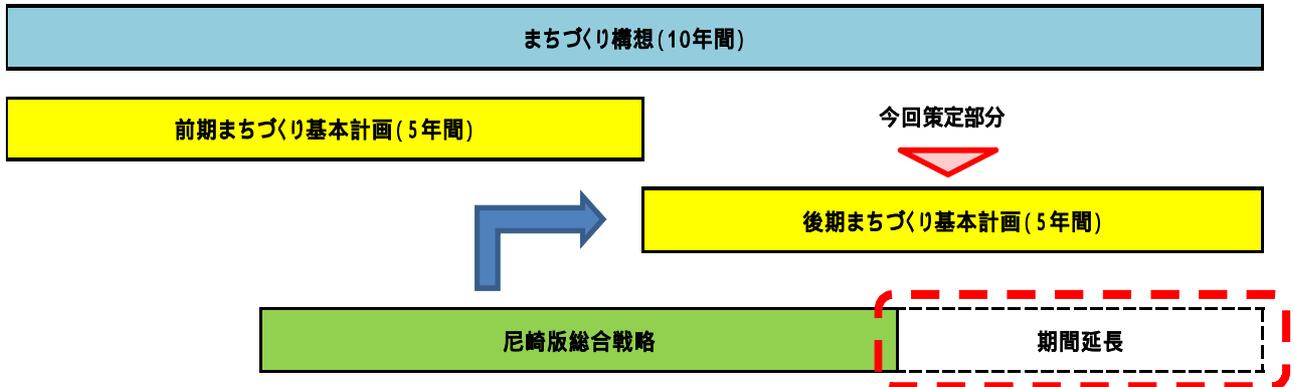
後期計画においてもめざしていく「ありたいまち」の方向性を維持することから、尼崎版総合戦略を引き続き総合計画のアクションプランと位置づけ、計画期間については、これまで平成27年度（2015年度）～31年度（2019年度）としていたものを、後期計画の期間にあわせて、平成

34年度（2022年度）まで延長します。

なお、3つの基本目標や戦略パッケージなどに示す数値目標については、当初の目標年次である平成31年（2019年）にその達成状況を確認するとともに、今回延長する平成34年（2022年）に向けて新たに設定していきます。

尼崎市総合計画

平成25年（2013年） 平成26年（2014年） 平成27年（2015年） 平成28年（2016年） 平成29年（2017年） 平成30年（2018年） 平成31年（2019年） 平成32年（2020年） 平成33年（2021年） 平成34年（2022年）



【総合戦略に示す、ありたいまちの実現に向け注力する取組】



(3) 施策評価の結果

今後重点的に取り組む必要のある施策

前期計画策定以降、毎年度実施してきた施策評価においては、各施策の評価に加えて主要取組項目ごとの「成果と課題」や「今後の取組方針」についても示してきました。

そのなかで、総合計画においてめざす「ファミリー世帯の定住・転入促進」に資するものを中心に、直近の課題として取り組むべき「重点化項目」や、将来に向けて重点的な対応、見直し、調整が

必要となる「転換調整項目」として整理されてきています。

後期計画においては、これらの項目への対応を各施策の取組に反映させていくとともに、施策を越えた効果的な実施についても意識するなかで、主要取組項目にその取組の方向性を記載するなど、重点的に推進していきます。

施策評価における重点化する施策

- 待機児童対策、保育所施設の老朽化対策等（保育所民間移管計画の推進を含む）
- 尼崎市子どもの育ち支援センター機能の構築等
- 学力向上、教職員の資質向上等の寄付を受けた大学施設における研修・先進研究機能の充実等
- みんなの尼崎大学、地域学校協働本部づくり等
- 自転車総合政策、街頭犯罪防止対策等

今後、29年度施策評価結果（28年度決算）を反映させていきます

施策評価における転換調整する施策

- 地域に密着し、学びや保健福祉、防災などのあらゆる分野で地域や関係団体等をつなぐ、コーディネーター的役割を担う体制の整備検討
- 青少年センター機能の見直しと青少年の居場所づくりの検討
- 尼崎城の活用やインバウンドも踏まえた観光地域づくり、シティプロモーションの向上等

施策評価

まちづくり基本計画では、「ありたいまち」の実現に向け、さまざまな分野ごとに取り組む方向性を「施策」として示しています。

前期計画については、毎年度、市民意識調査を踏まえ、各施策において、「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で、1年間の施策の取組を振り返り評価する「施策評価」を行っています。その結果に基づき、施策の展開方向の確認や新規事業の立案、既存事業の改廃など、次年度の予算編成方針に反映させています。

「重点化項目」とは、市民意識調査で重要度が高く満足度が低いもの、直近の課題として取り組むべきもの など

「転換調整項目」とは、将来に向けて重点的に対応が必要となるもの、施策の再構築や実施手法の見直し等が必要なもの、他施策との連携・調整等が必要と考えられるもの

施策評価を受けて、施策の枠組み等を修正するもの

施策評価を実施するなかで、施策の枠組みや各 必要と考えられる項目が出てきており、後期計画
 施策における展開方向の設定についても修正が においては、下記の項目について修正を行います。

統合する施策

施策10	医療保険・年金	「ヘルスアップ尼崎戦略」をはじめとする市民の健康予防に資する取組は、前期計画期間中においても、保健・福祉分野が一体となり取り組んできたこと、また、平成30年度（2018年度）から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が市から県へと変更されることなどから、 両施策を統合し、「健康支援」として整理する。
施策11	地域保健	
施策14	就労支援	平成26年度（2014年度）に「地域経済の持続的発展の推進」を目的とする「尼崎市産業振興基本条例」を制定し、産業施策の再構築を図った。同条例の基本理念である「産業の振興」、「起業の促進」及び「雇用就労の維持創出」を一体的に実施していくことから、 両施策を統合し、「地域経済の活性化・雇用就労支援」として整理する。
施策15	地域経済の活性化	
施策19	住環境	平成27年度（2015年度）に策定した総合戦略において「より良い住環境の創出と都市機能の最適化」としてパッケージ化し取り組んでいることから、 両施策を統合し、「住環境・都市機能」として整理する。
施策20	都市基盤	
施策16	文化・交流	本市は、平成28年（2016年）の市制100周年を契機に、尼崎城の再建などまち全体のイメージを飛躍的に変えるチャンスを迎えている。この機を活かし、歴史や文化などの地域資源を次世代に継承していくために守り・育てていくとともに、本市の魅力として広く発信していくことが重要であることから、 両施策を統合し、「魅力創造・発信」として整理する。
施策17	地域の歴史	

施策を越えた整理が必要なもの

施策1	地域コミュニティ	「住民自治・市政参画・職員の人材育成」については、施策を越えた取組が重要となってくることから、それらに関する展開方向については、後期計画では「主要取組項目」及び「行政運営」に位置づけ施策の枠を越えて取組を推進する。
施策4	子ども・子育て支援	安全に安心して産み育てる家庭環境づくりや、一人ひとりの子どもがその持てる力を最大限発揮し豊かな人生を送るためには、妊娠期から子どもの年齢に応じた切れ目のない支援が必要なことから、前期計画においては「施策11 地域保健」に位置づけていた母子保健対策を「施策4 子ども・子育て支援」に移行し、展開方向を整理する。
施策11	地域保健	

展開方向を細分化（追加）する施策

施策3	学校教育	前期計画策定以降「こどもの自立支援室」の設置など、精力的に取り組んでいる不登校対策やいじめ対策などを含む「心の育成」については、新たに学力の定着などとは別の展開方向を設定する。
施策13	生活安全	市域が平坦であり自転車利用に適したまちであるが故に、まちの「課題」ともなっていた自転車利用をまちの「魅力」とすべく、展開方向を新たに設定する。

展開方向を統合する施策

施策 2	生涯学習	学習などを「生きがい」としていく取組と、その「学び」を地域社会に活かしていく取組は、あわせて実施し進捗管理を行う必要があることから、それらに関する展開方向を統合する。
施策 7	高齢者支援	高齢者自ら、また、地域自らの「自助・共助」の取組が重要性を高めるなか、「高齢者の地域へのかかわり」と「介護予防」をあわせて取り組んでいることから、それらに関する展開方向を統合する。

展開方向を統合するとともに名称を変更する施策

施策 5	人権尊重	市民一人ひとりが自らの問題として「人権」を捉えているかといった観点で展開方向を整理するとともに、「人権」について広い視点でより身近な問題として捉えていただけるよう、 施策名称を「人権尊重・多文化共生」へと変更し 、展開方向を統合する。
------	------	--

【後期計画の施策体系の変更】

20 施策 56 展開方向



16 施策 49 展開方向

前期計画			後期計画		
	施策名称	展開方向数		施策名称	展開方向数
1	【地域コミュニティ】	3	1	【地域コミュニティ】	2
2	【生涯学習】	3	2	【生涯学習】	2
3	【学校教育】	3	3	【学校教育】	4
4	【子ども・子育て支援】	3	4	【子ども・子育て支援】	4
5	【人権尊重】	3	5	【人権尊重・多文化共生】	2
6	【地域福祉】	3	6	【地域福祉】	3
7	【高齢者支援】	3	7	【高齢者支援】	2
8	【障害者支援】	3	8	【障害者支援】	3
9	【生活支援】	3	9	【生活支援】	3
10	【医療保険・年金】	2	10	【健康支援】	4
11	【地域保健】	3	11	【消防・防災】	3
12	【消防・防災】	3	12	【生活安全】	3
13	【生活安全】	2	13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】	4
14	【就労支援】	3	14	【魅力創造・発信】	4
15	【地域経済の活性化】	3	15	【環境保全・創造】	3
16	【文化・交流】	3	16	【住環境・都市機能】	3
17	【地域の歴史】	3			
18	【環境保全・創造】	3			
19	【住環境】	2			
20	【都市基盤】	2			

